

課題

新法での条文上の措置

今後の方向性

海岸漂着物等の処理

● 予算面も含めた、海岸漂着物の処理に係る体制

● 離島等の処理困難な地域
(不十分な処理施設の整備、アクセス困難による回収難)

● 海岸管理者の処理責任と市町村の協力義務を規定 (第17条)
● 「財政上の支援」(第29条)を規定。

● 財政上の支援(第29条第2項)
(離島での経費について特別の配慮)
● 技術開発、調査研究等の推進等(第28条)
(効率的な処分方法や回収運搬方法)

● ①責任を明確化し、円滑な処理を推進。
ブロック会議等の場を活用して制度を周知徹底。
②市町村の協力のあり方について基本方針等を通じて周知徹底。関係者間で地域の実情を踏まえて検討の上、合意形成。
● 従来の各種補助等に加え、総合的な財政支援措置として、地域グリーンニューディール基金を創設。

● 離島等での処理施設整備を今後も支援。また、財政面で、地域グリーンニューディール基金の採択に際して配慮。
● 効率的な処理方法、回収方法の手法検討と、成果の普及。

発生抑制

● 発生源について未解明。
効果的な対策を講ずるため発生原因や発生状況の実態把握が必要。

● 海岸漂着物が山・川・海の水の流れを通じて海域に流入。

↓
①発生抑制については個々の国民が自覚を高め、モラル向上を図ることが必要。
②陸域で発生し河川を經由して流入するごみへの対策。
③生活系ごみが多く含まれるとの指摘。事業者によるごみも散見。

● 漂流中のごみの回収は漂着物の発生抑制に資するとの一面も。

● 発生の状況・原因に関する調査(22条)
● 原因究明等の調査研究等の推進等(第28条)

①→環境教育の推進(第26条)、普及啓発(第27条)
②→ごみ等を捨てる行為の防止(第23条)、土地の適正な管理に関する助言・指導等(第24条)
③→国民、事業者の責務(第11条)

※具体の規定は見送られた。
なお、基本理念として「良好な海洋環境の保全」が規定。

● 発生状況の実態把握のための調査手法の研究。
さらに、これを踏まえた実態調査及び原因究明調査の実施。

①→海岸漂着物対策のPR。(表彰の活用、法律のPR等)。特に、陸域の国民も含めて問題意識を共有。地道な働きかけが重要。
②→陸域でのごみ等の投棄の防止対策の実施。
③→国民によるごみ等の排出抑制等、事業者による廃棄物の適正処分等について基本方針を通じて周知徹底。

● 海域における漂流物の回収対策の推進。
また、そのための調査研究等も実施。

外国由来のごみ

● 地域差はあるが、外国由来の海岸漂着物が相当程度存在する。
● 一方で、我が国から周辺国の海岸へ漂着するものもある。

● 国際協力の推進(第8条)
● 外交上の適切な対応(第21条)

● 海外から大量に漂着した廃ポリタンク等について、関係国に対して原因究明や対策の実施を強く要請。
● 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の活用

対策の推進体制

● 多くの関係者がそれぞれの立場で努力しているが、それでもなお処理できない質及び量の海岸漂着物が継続して押し寄せ。
また、地域によって発生実態、被害状況、取組意欲に違いも。

↓
①処理・発生抑制を施策の両輪とし、計画的に継続して取り組むことが必要。
②多様な主体が連携して取り組む場の必要性。
③民間団体等が地域におけるコーディネータとして重要な役割。

● 行政における海岸漂着物対策の推進体制。

①→地域計画(第14条)によって、地域の実情に応じて、継続的かつ計画的な対策の実施。
②→海岸漂着物対策推進協議会(第15条)による関係者の連携体制の確保。
国による連携強化(第12条)。
③→民間団体等への支援(第26条、第29条3項)

● 国 : 海岸漂着物対策推進会議(第30条)
● 都道府県 : 海岸漂着物対策推進協議会(第15条)

①②→都道府県における地域計画の作成や、海岸漂着物対策推進協議会の設置が積極的になされるよう推進。
→実態調査を踏まえた計画作成やモニタリングによる効果検証等も必要。
③→財政上の配慮、必要な助言等による支援の推進。
※①～③について、地域グリーンニューディール基金によって財政面から地方公共団体の取組をバックアップ。

● 国は推進会議の定期的開催、担当者会議等の活用。
● 地方公共団体の推進体制について基本方針を通じ周知徹底。
・都道府県内部(環境部局や海岸部局)
・都道府県間
・都道府県と市町村